

株式事務のご案内

- 決算日 3月31日 ● 定時株主総会 6月下旬
- 配当金受領株主確定日 3月31日および9月30日(中間配当金)
- 基準日 定時株主総会については、3月31日といたします
その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします
- 公告方法 電子公告(当社ウェブサイトに掲載いたします)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします
- 上場証券取引所 東京(第1部)、ニューヨーク*
※米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております
- 国内証券取引所の証券コード 8411
- お問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵送物送付先	お取引の証券会社等	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
お問い合わせ先		【電話】下記フリーダイヤル
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金受取方法の変更等)		【ウェブサイトURL】 http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/
未払配当金のお支払い		みずほ信託銀行、みずほ銀行、みずほ証券 本店および全国各支店 ※みずほ証券では、取次のみのお取扱いとなります
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵送物送付先・お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満の買取・買増以外の株式売買はできません。特別口座に記録したままでは、株式を証券取引所で売買することはできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続きを行っていただく必要があります。

支払通知書に関してご留意いただきたい事項

『支払通知書』は、租税特別措置法の規定に基づき作成するものであり、株主さまが確定申告を行う際に必要となる場合があります。当社がお支払いする配当金については、株主さまにお送りしております「配当金計算書」を「支払通知書」としてご利用いただくことができます(ただし、株式数比例配分方式を選択された場合については、お取扱いが異なりますので、お取引の証券会社にお問い合わせください)。ご不明な点については、みずほ信託銀行 証券代行部にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】みずほ信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

単元未満株式の買取制度・買増制度のご案内

当社株式の証券市場での売買単位は100株(1単元)となっておりますので、単元未満株式(1~99株)につきましては、市場での売買ができません。当社では、単元未満株式の買取または買増を当社に請求できる制度を実施しております。

制度の概要

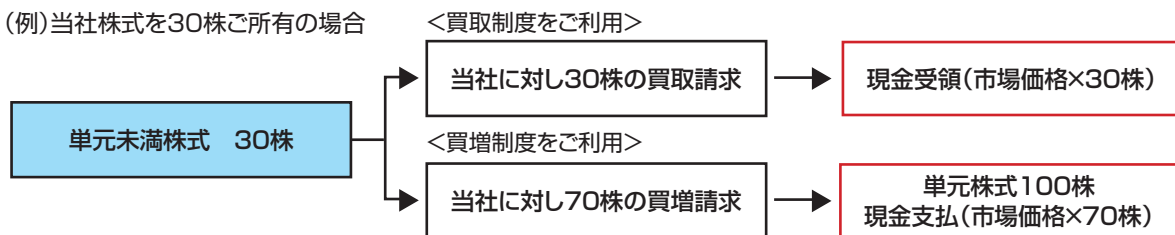
【買取制度】

当社に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度

【買増制度】

当社に対し、ご所有の単元未満株式の数と合わせて1単元(100株)となる数の株式の買増を請求することができる制度

(例)当社株式を30株ご所有の場合



※買取制度・買増制度ご利用にあたっては、当社所定の手数料に加え、証券会社経由の場合は、別途手数料をご負担いただく場合があります。詳細はお手続きの窓口までお問い合わせください。

※株式の買取(買増)にあたっては、株式の時価に株数を乗じた額に当社所定の手数料を減算(加算)した金額にて現金精算させていただきます。

お手続きの窓口

単元未満株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なります。お手続きの詳細は以下までお問い合わせください。

単元未満株式が記録されている口座	お問い合わせ先
証券会社の口座	お取引の証券会社にお問い合わせください。
特別口座	みずほ信託銀行 証券代行部 までお問い合わせください。 フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

【ご留意点】

- 買取単価および買増単価は、買取・買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所(みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部)に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格(市場価格)といたします。
- 買増請求につきましては、請求の受付を停止する期間があります。
(例)毎年3月31日から起算して10営業日前から当該日までの間 等
- 買増制度を利用し1単元となった場合においても、特別口座に記録したままでは市場での売却はできません。証券会社の口座にお振替えいただく必要があります。